ニ　第４シンボルが当たりシンボルと合致することに対する賭け　10対１
ホ　第５シンボルが当たりシンボルと合致することに対する賭け　20対１
ヘ　第６シンボルが当たりシンボルと合致することに対する賭け　45対１
ト　第７シンボルが当たりシンボルと合致することに対する賭け　45対１

三　二の規定にかかわらず、カジノ事業者は、勝金額について、次のイからトまでに掲げる勝ちとなった賭けに対応する区画に置かれた賭金に対して、それぞれ当該イからトまでに掲げるオッズにより算出することができる。

イ　第１シンボルが当たりシンボルと合致することに対する賭け　１対１
ロ　第２シンボルが当たりシンボルと合致することに対する賭け　３対１
ハ　第３シンボルが当たりシンボルと合致することに対する賭け　５対１
ニ　第４シンボルが当たりシンボルと合致することに対する賭け　11対１
ホ　第５シンボルが当たりシンボルと合致することに対する賭け　23対１
ヘ　第６シンボルが当たりシンボルと合致することに対する賭け　47対１
ト　第７シンボルが当たりシンボルと合致することに対する賭け　47対１

7　不適切な事象に対する措置

一　ディーラーは、ラウンド中であって、賭金の回収又は勝金の支払が行われる前に次のイからハまでに掲げる事実を認識した場合は、速やかに当該イからハまでに定める措置をとらなければならない。

イ　円盤を回転させた後に次に掲げる事実が発生したこと。　円盤が有効に回転しなかった旨を宣言し、当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

⑴　円盤が３回転する前に止まったこと。
⑵　クラッパーが２個のセクションの間で止まったこと。
⑶　円盤の回転が妨害されたこと。

ロ　賭けの受付を終了する旨を宣言した後に、顧客が賭金を新たに置き、又は増加させ、若しくは減少させたこと。　当該顧客に対し、新たに置き、若しくは増加させた賭金を返還し、又は減少させた賭金をレイアウト上の当該賭金が置かれていた区画に置き直させること。

ハ　イ及びロに掲げる事実のほか、第八で定める方法によりマネーホイールを行うことができなくなったこと。　当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

二　カジノ事業者は、賭金の回収又は勝金の支払後に次のイからヘまでに掲げる事実を認識した場合は、速やかに当該イからヘまでに定める措置をとらなければならない。

イ　円盤を回転させた後に一イの⑶に掲げる事実が発生したこと。　当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。この場合において、回収された賭金があるときは当該賭金に相当する額を該当する顧客に返還し、支払われた勝金があるときは当該勝金に相当する額を該当する顧客から回収すること。

ロ　賭けの受付を終了する旨を宣言した後に、顧客が賭金を新たに置き、又は増加させたこと。　当該顧客が当該賭金に係る賭けについて勝ちとなった場合は新たに置き、又は増加させた賭金に対して支払われた勝金に相当する額を当該顧客から回収し、当該顧客が当該賭金に係る賭けについて負けとなった場合は新たに置き、又は増加させた賭金に相当する額を当該顧客に返還すること。

ハ　賭けの受付を終了する旨を宣言した後に、顧客が置いた賭金を減少させたこと。　当該顧客が当該賭金に係る賭けについて勝ちとなった場合は減少させた賭金に対して支払われるべきであった勝金に相当する額を当該顧客に支払い、当該顧客が当該賭金に係る賭けについて負けとなった場合は減少させた賭金に相当する額を当該顧客から回収すること。

ニ　６の一の規定に従わずに賭金を回収したこと。　当該賭金に相当する額を該当する顧客に返還するとともに、当該賭金に係る勝金があるときは、当該勝金に相当する額を当該顧客に支払うこと。

ホ　負けとなった賭けに係る賭金を回収しなかったこと。　当該賭金に相当する額を該当する顧客から回収するとともに、当該賭金に係る勝金を支払ったときは、当該勝金に相当する額を当該顧客から回収すること。

ヘ　第八の６の規定に従った勝金の支払がなされなかったこと。　該当する顧客に支払われた勝金が、所定の額より多い場合（該当する顧客に勝金を支払うこととされていない場合を含む。）はその差額を当該顧客から回収し、所定の額より少ない場合（該当する顧客に勝金が支払われなかった場合を含む。）はその差額を当該顧客に支払うこと。

三　カジノ事業者は、二のイからヘまでに規定する措置が該当する顧客の特定が困難であること又は顧客が所在不明であることその他の理由により完了できないと認められる場合は、その記録を作成し、これを保存しなければならない。

8　ディーラー操作式電子テーブルゲームシステムを使用する場合

ディーラー操作式電子テーブルゲームシステムを使用してマネーホイールを行う場合の第八の規定の適用については、７一のロ及び二のロからヘまで並びに９の規定は適用しないものとし、その他の規定の適用については、次に定めるとおりとする。

一　２の規定の適用については、２中「、業務方法書に記載されたレイアウトの図面に従って表示された」とあるのは、「表示された」とする。

二　３の一、二及び四、４、５の一並びに７一のイの規定の適用については、ディーラーによる宣言又は発表は、それらの規定により宣言し、又は発表することとされている事項が、ディーラー操作式電子テーブルゲームシステムの表示装置（四において単に「表示装置」という。）に表示されることにより行われたものとみなす。この場合において、３の四中「顧客の賭けの状況を勘案して、賭け」とあるのは、「賭け」とする。

三　３の二並びに６の二及び三の規定の適用については、顧客が顧客操作装置を使用して金銭を賭けるための操作を行うことにより、レイアウト上の賭けに対応する区画に賭金が置かれたものとみなす。

四　６の一の規定の適用については、ディーラーにより行われることとされる賭金の回収及び勝金の支払はディーラー操作式電子テーブルゲームシステムにより行われるものとし、その結果は表示装置に表示されるものとする。

9　電子テーブルゲームシステム等を使用する場合

電子テーブルゲームシステム等を使用するマネーホイール（マネーホイール用ホイールに相当する表示を使用し、かつ、３の三に規定する賭けを行う行為であって、それ以外の追加の賭けを行わないものをいう。以下この項において同じ。）を行う場合は、第八に定める方法に従わなければならない。この場合における第八の規定の適用については、１、７（当該電子テーブルゲームシステム等が１に定める用具に相当する機械式乱数発生装置の出力した値に基づき賭